機密性２　完全性２　可用性２

山形法登 第２９号
令和６年３月５日

山形県司法書士会長　殿
山形県土地家屋調査士会長　殿

山形地方法務局長
（公印省略）

評価額のない新築建物の課税標準価額認定基準の改訂に伴う周知依頼について

標記につきまして、今般、固定資産の評価替えに伴い、別添のとおり「山形地方法務局不動産の登録免許税課税標準価額認定基準の改訂について（昭和６０年３月１４日登第１３７号山形地方法務局長通達）」別表第１「新築建物課税標準価額認定基準表」及び別表第２「経年減価補正率表」を改訂し、本年４月１日から取り扱うこととしたので、貴会会員に周知方取り計らい願います。

なお、上記別表第１「新築建物課税標準価額認定基準表」及び別表第２「経年減価補正率表」は、当局ホームページにも掲載を予定しております。